

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	始良市 介護保険法による保険給付及び保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、介護保険法による保険給付及び保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和8年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付及び保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証の交付、保険料の賦課及び徴収、要介護認定及び保険給付に関する事務を行う。 始良市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証又は認定証に関する事務 ・介護給付、予防給付又は特別給付の支給に関する事務 ・要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務
③システムの名称	・Acrocity介護保険 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供の根拠) - 第2条の表 2、3、4の項(情報照会の根拠) - 第2条の表 131、132、133の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 長寿・障害福祉課
②所属長の役職名	長寿・障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部長寿・障害福祉課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話番号：0995－66－3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部長寿・障害福祉課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話番号：0995－66－3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿・障害福祉課長 杉尾 正一	長寿・障害福祉課長 野村 昭彦	事後	平成29年4月1日付け人事異動による
平成29年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,119の項 (情報照会の根拠) 93,94の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94の項	・番号法第19条第7号別表第二(情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,119の項 (情報照会の根拠) 93,94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第46条、第47条	事後	法令上の根拠の追記
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	長寿・障害福祉課長 野村 昭彦	長寿・障害福祉課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二(情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,119の項 (情報照会の根拠) 93,94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 第46条、第47条	・番号法第19条第7号別表第二(情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,117,119の項 (情報照会の根拠) 93,94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第2条、3条、5条、6条、7条、10条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3 (情報照会の根拠) 第46条、47条	事後	法令上の根拠の追記
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二(情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,117,119の項 (情報照会の根拠) 93,94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第2条、3条、5条、6条、7条、10条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3 (情報照会の根拠) 第46条、47条	・番号利用法第19条第8号別表第二(情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,117,120の項 (情報照会の根拠) 93,94の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の2の3、59条の3 (情報照会の根拠) 第46条、47条	事後	令和3年9月1日施行の番号利用法の改正に伴う号ズレ
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 長寿・障害福祉課	福祉部 長寿・障害福祉課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 長寿・障害福祉課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	福祉部 長寿・障害福祉課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 長寿・障害福祉課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	福祉部 長寿・障害福祉課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項 別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号)第50条	・番号利用法第9条第1項 別表の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号)第50条	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号別表第二(情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,108,109,117,120の項 (情報照会の根拠) 93,94の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1条、2条、3条、4条、5条、6条、7条、10条、15条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の2の3、59条の3 (情報照会の根拠) 第46条、47条	・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供の根拠) 第2条の表 2,3,4の項 (情報照会の根拠) 第2条の表 131,132,133の項	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新規項目追加	事後	様式変更による
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新規項目追加	事後	様式変更による